

令和 6 年度補正予算
「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」および
令和 6 年度補正予算・令和 7 年度当初予算
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

令和7年度 V2H充放電設備補助金 申請手続き オンライン説明会

本日はご参加ありがとうございます。
＜注意事項＞

説明会中のご質問は受け付けておりません。
説明会後ご質問がある場合はコールセンターへご連絡ください。

令和 6 年度補正予算
「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」および
令和 6 年度補正予算・令和 7 年度当初予算
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

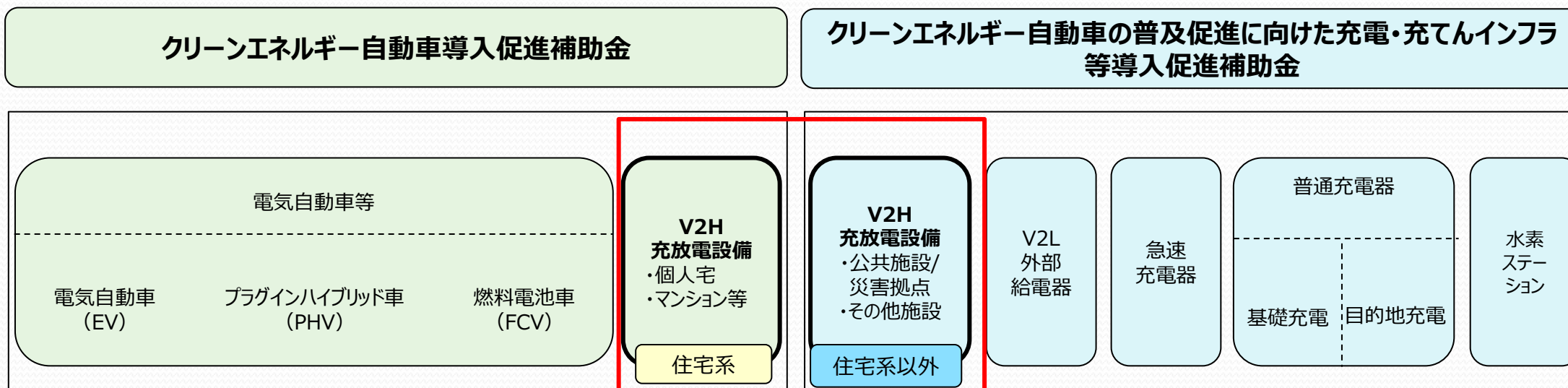
令和7年度 V2H充放電設備補助金 申請手続き オンライン説明会

一般社団法人 次世代自動車振興センター

はじめに 「V2H充放電設備」補助金について

補助金の対象

- 経済産業省は運輸部門のCO2削減のため、次世代自動車とその充電・充てんインフラに対する補助金を設定。V2H充放電設備はその補助対象の一つです。
- 一般社団法人次世代自動車振興センター（NeV）は本補助金の執行団体です。



今回説明対象

説明会の流れ

1.補助事業概要（経済産業省発表）

2.全体のスケジュール

3.各事業の説明

①個人宅

②マンション等（共用分電盤への設置）

③公共施設・災害拠点

④その他施設

4.申請の流れ（共通）

5.よくある不備について

6.ご質問と回答

7.最後に

1.補助事業概要（経済産業省発表）

「V2H充放電設備/外部給電器」の導入補助金の概要（令和6年度補正・令和7年度当初）出典：経済産業省HPより

- 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算においては、申請の9割超が個人宅で占められており、災害時のレジリエンスの確保に重要な公共施設、防災施設、医療機関等の申請は少数であった。
- 令和6年度補正予算・令和7年度当初予算においては、約55億円を措置し、「①個人宅・マンション」、「②公共施設/災害拠点」、「③その他施設」に区分を分け予算の配分を行った上で実施。

＜V2H充放電設備の補助要件＞※補助要件の詳細や、外部給電器の補助要件については、今後事務局から公表される応募要領をご確認ください。

区分	設置場所	対象/主な要件	補助率	補助上限額
①個人宅・マンション	個人宅・マンション	個人宅及びマンション共用部。ただし、個人宅についてはEV等を保有または発注済みの場合に限る	機器：1/2 工事：1/1	機器：50万円 工事：15万円
②公共施設/災害拠点	②-1：公共施設	地方公共団体等が保有・管理する施設（庁舎・公民館など）	機器：1/2 工事：1/1	機器：75万円 工事：95万円
	②-2：災害拠点	地方公共団体等との間で締結した「災害協定」に関する施設（医療機関、福祉・老人施設町内会施設など）		
③その他施設	その他施設	上記以外の施設	機器：1/3 工事：1/1	機器：50万円 工事：15万円

※昨年度からの変更点を赤字

予算の配分	
区分	合計
①個人宅/マンション（CEV補助金）	40億円
②公共施設/災害拠点/外部給電器/ ③その他施設（充電インフラ補助金）	15億円

※執行状況によって、配分の見直しの可能性あり。

執行スケジュール		
受付期間 （令和7年）	交付決定時期 （令和7年）	実績報告締切
7月下旬～9月末	9月～11月下旬	R8年1月末

※申請日順に審査を行う。予算額を超過する申請が入った時点で申請受付を中止する。

※上記は、現時点で想定しているスケジュールであり、変更の可能性あり。

2.全体のスケジュール

全体スケジュール（予定）

申請期間 : 7月25日（金）17時 ～ 9月30日（火）17時

交付決定時期（目安） : 9月 ～ 11月下旬

実績報告期限 : 令和8年 1月30日（金）

※ 今年度は上記期間以降に別の申請期間を設ける予定はありません。ご注意ください。

・応募要領等は申請開始日にホームページにて公表予定です。

3.各事業の説明

設置場所区分について

- 設置場所によって以下の4つの区分に分かれます。
- 区分ごとに定義や要件が異なります。

住宅系

1. 個人宅

2. マンション等（共用分電盤への接続）

住宅系以外

3. 公共施設・災害拠点

4. その他施設

オンライン申請システム画面

V2H設置事業（住宅系）

V2H設置事業（住宅系以外）

令和6年度補正
V2H充放電設備 マンション・個人宅等

令和6年度補正・令和7年度
V2H充放電設備 公共施設・災害拠点等

申請開始時期は
7月下旬を目途としております。

申請開始時期は
7月下旬を目途としております。

設置場所区分 ^(注)	設備		工事	
	補助率	上限額	補助率	上限額
マンション等（共用分電盤）	1/2	50万	定額	15万
個人宅				

^(注) 設置場所区分ごとに、申請要件が異なります。

設置場所区分 ^(注)	設備		工事	
	補助率	上限額	補助率	上限額
公共施設・災害拠点	1/2	75万	定額	95万
その他施設	1/3	50万		15万

^(注) 設置場所区分ごとに、申請要件が異なります。

住宅系、住宅系以外で申請ボタンが異なりますのでご注意ください

※提出が必要な書類等についての詳細は応募要領をご確認ください。

1.個人宅

■対象

- ・個人が居住する建物

■要件

- ・設置場所に電気自動車等(電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車)を保有していること。
申請時点で電気自動車等を保有していないが購入のための発注が完了している場合は、実績報告にて電気自動車等の保有を報告すれば可とする。
- ・設置場所住所と申請者住所が一致していること。
転居等で設置場所が現在の住所と異なる場合は、実績報告時点で設置場所と申請者住所が一致していれば可とする。

(次頁参照)

1.個人宅（昨年度からの変更点）

今年度	昨年度
申請時に「設置場所住所」「申請者住所」が相違する場合は、実績報告までに一致することを条件に申請を受け付ける	申請時に「設置場所住所」、「申請者住所」、車検証「使用の本拠の位置」の一致を要件とする

申請の対象となる場合

	申請時	条件付き交付決定*	実績報告時
「申請者住所」	A		—
「設置場所住所」	A		—
車検証「使用の本拠の位置」	A		—
注文書の場合	—	該当	A（車検証提出）

転居・移転を伴う場所に設置する場合

上記に加え、今年度より申請可能

	申請時	条件付き交付決定*	実績報告時
「申請者住所」	B	該当	A
「設置場所住所」	A		—
車検証「使用の本拠の位置」	B		—（再提出不要）
注文書の場合	—	該当	A/Bどちらでも可（車検証提出）

A：設置場所住所

B：転居・移転前住所

*「条件付き交付決定のご連絡」に記載されている内容をご確認の上、履行してください。

2.マンション等（共用分電盤への接続）

■対象

- ・マンション等の共用分電盤に接続する場合（例：共有スペースなど）

→マンション等の住戸内分電盤に接続する場合は「個人宅」と同じ扱いとなります。

■要件

- ・マンション等であることを証する書類が提出できること
- ・住民総会や理事会でV2H充放電設備の設置が合意されたことを証する書類が提出できること
(分譲マンション等の場合)

3-1.公共施設

■対象

- ・地方公共団体等の保有、管理する施設等（例：自治体庁舎、公立学校 等）

■要件

- ・地方公共団体、または地方公共団体から委託された指定管理者からの申請であること

3-2.災害拠点

■対象

- ・地方公共団体等との間で災害時の人的・物的支援に関する協定（「災害協定」「防災協定」など）が締結されている施設

■要件

- ・地方公共団体等との間で災害時の人的・物的支援に関する協定（「災害協定」「防災協定」など）が締結されていること

4.その他施設

■対象

- ・個人宅、マンション等（共用分電盤への設置）並びに 公共施設/災害拠点 以外の施設
（例 ： 会社事務所、商店店舗 等 ）

→事務所と個人宅を兼用している場合、電力契約及び接続先分電盤により設置場所区分が異なります。
（詳しくは応募要領でご確認ください）

■要件

- ・個人宅、マンション等（共用分電盤への設置）並びに 公共施設/災害拠点 に該当しない施設であること

補助内容

■ 個人宅、マンション等（共用分電盤への接続）、その他施設 について

設備費

以下のア、イのいずれか低い額を交付

ア. V 2 H 充放電設備の購入費（税抜）×補助率

イ. V 2 H 充放電設備の銘柄ごとにセンターが定める補助金交付上限額

設置場所区分	(ア) 補助率	(イ) 補助上限額
個人宅、マンション等 (共用分電盤への接続)	1/2	50万円
その他施設	1/3	

※赤字は昨年度からの変更点

工事費

以下の①、②、③の内、いずれか低い額を交付（千円未満は切捨て）

① 工事申告額の「ア. 工事項目ごと補助上限額の合計」について
審査した額（税抜）

② 工事申告額の「イ. 工事費の合計」について審査した額（税抜）

③ 補助金交付上限額

注）「離島への運搬費」については対象となる条件を応募要領で確認してください。

No	補助対象となる工事の項目	項目ごと補助上限額
1	基礎工事	7,000円
2	据付工事	20,000円
3	本体搬入費	10,000円
4	電気関連工事	70,000円
5	諸費用	30,000円
6	離島への運搬費	30,000円
補助上限額		150,000円

※実績報告で補助対象経費が増加した場合でも、交付申請時に算定した補助金交付額（交付決定額）を超えることはありません。

補助内容

■ 公共施設・災害拠点について

設備費

以下のア、イのいずれか低い額を交付

ア. V 2 H 充放電設備の購入費（税抜）×補助率

イ. V 2 H 充放電設備の銘柄ごとにセンターが定める
補助金交付上限額

工事費

補助対象設置工事である（１）V 2 H 充放電設備設置工事費、
（３）付帯設備設置工事費、（４）その他設置にかかる費用に
ついて、以下のア、イの低い方を合算した額と、ウを比較し、低い方を
補助金交付額とする

ア. 工事内容の申告から申告額（税抜）をセンターが審査し、
工事項目ごとに算定した額

イ. センターが定める工事項目ごとの補助金交付上限額（右表）

ウ. 設置条件により定める補助金交付上限額

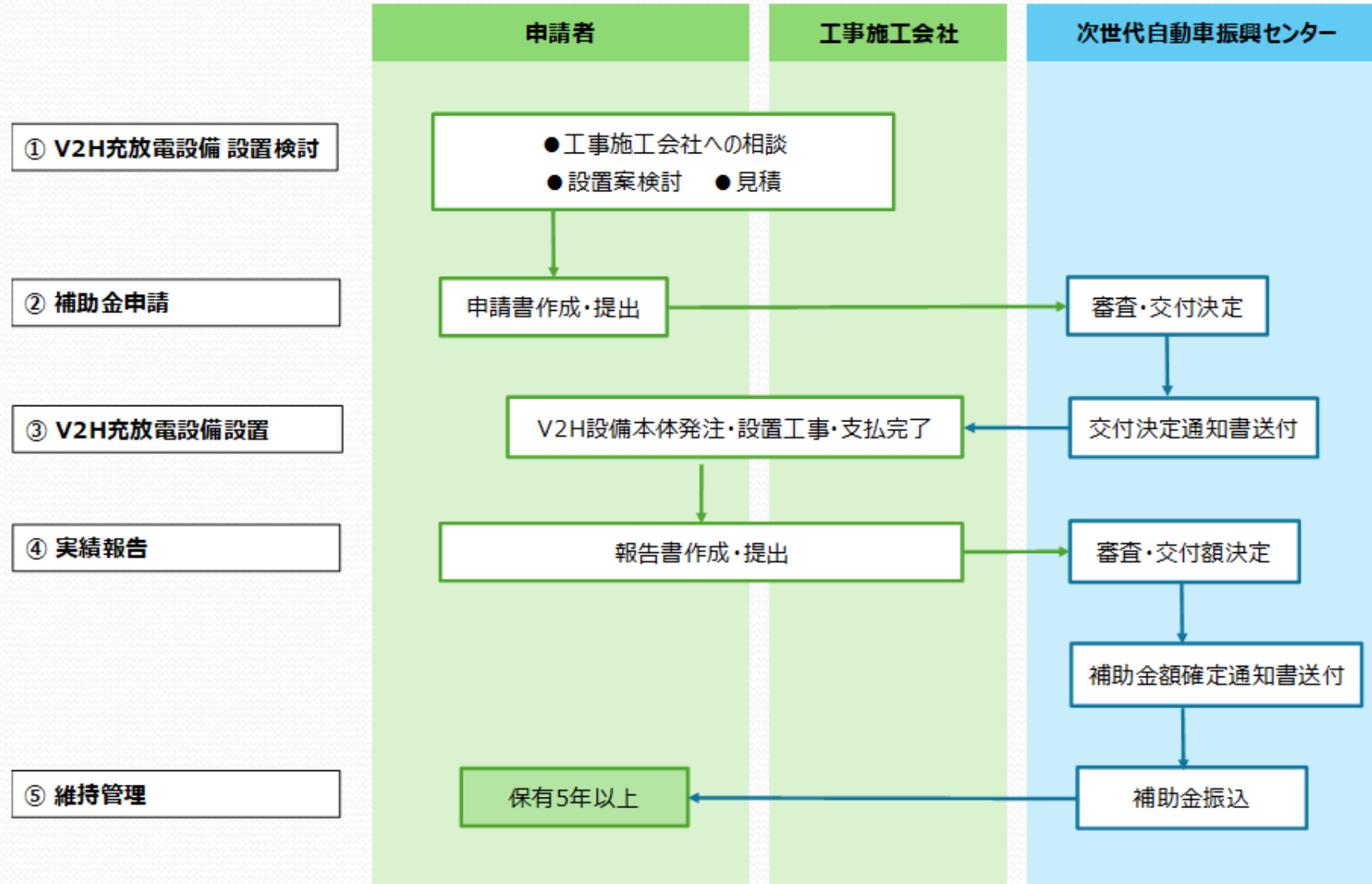
（ア）補助率	（イ）補助上限額
1/2	75万円

No	補助対象となる工事の項目		項目ごと補助上限額
(1)	V2H充放電設備設置工事費		
①	V2H充放電設備設置基礎工事費	基数単位	150,000円
	設備本体搬入費		15,000円
②	電気配線工事費		850,000円
(3)	付帯設備設置工事費		
①	充電スペースのライン引き		50,000円
②	路面表示		150,000円
③	屋根	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。 基数単位	450,000円
④	小屋		450,000円
⑤	設備防護用部材		80,000円
⑥	電灯		50,000円
(4)	その他設置に係る費用		
①	雑材・消耗品費、養生費	申請単位	50,000円
②	図面作成費		100,000円
③	レイアウト検討		100,000円
④	電力会社協議費		20,000円
⑤	安全誘導費		30,000円
⑥	監督等の労務費		50,000円
	1 基設置の場合の補助金交付上限		950,000円

※実績報告で補助対象経費が増加した場合でも、交付申請時に算定した補助金交付額（交付決定額）を超えることはありません。

4.申請の流れ（共通）

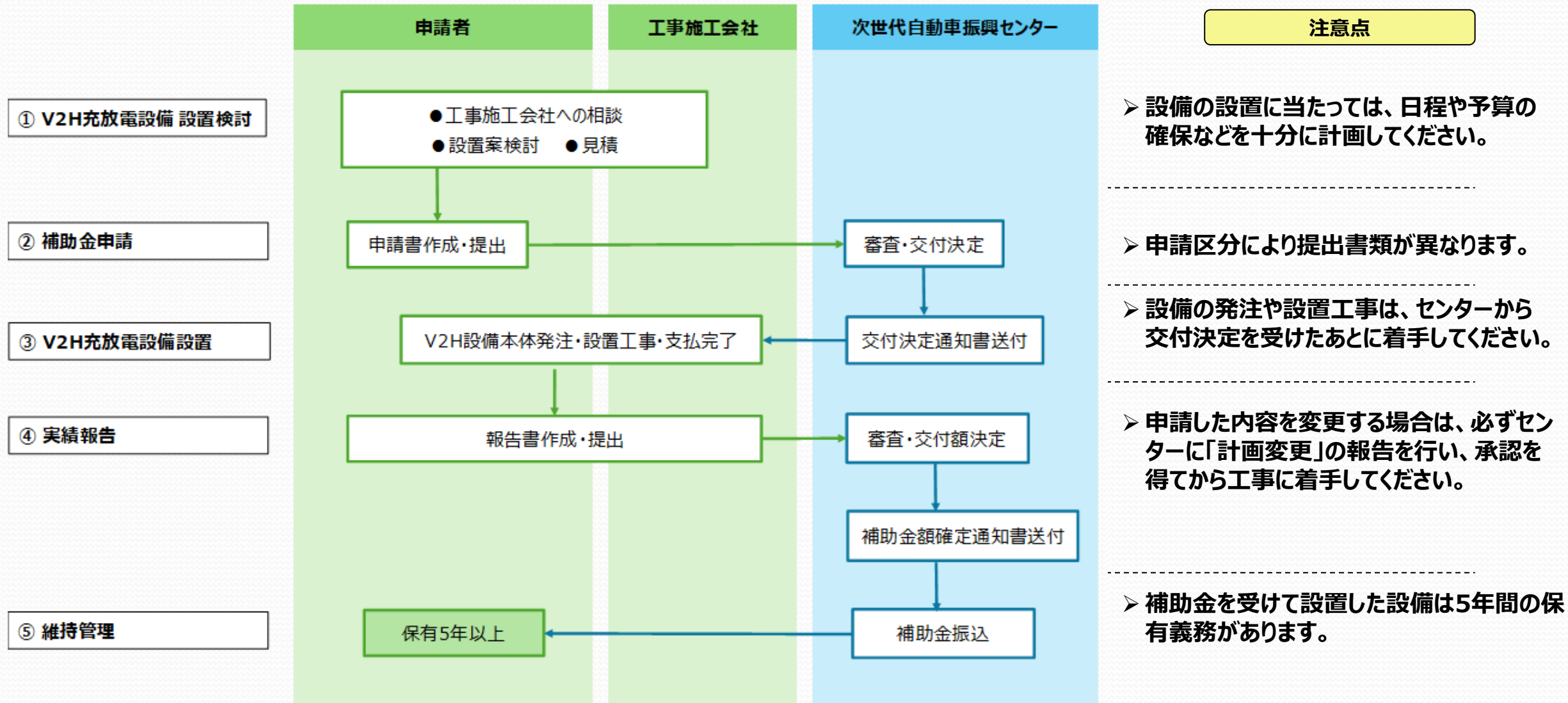
補助金申請の流れ



申請者に依頼された手続代行者（原則工事施工会社に限る）が、手続の一部を代行することは可能です。
但し申請自体を代行することは不可となりますので、申請者と連携を取りながら手続きを進めてください。

申請上の注意点

- 各種申請手続きの期限や提出書類等の詳細については応募要領をよくご確認ください。



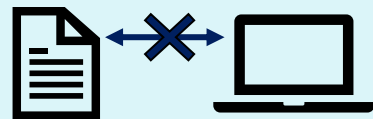
5.よくある不備について

不備について

- 「不備」とは、入力情報及び提出書類、ならびにその記載内容に不足がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある状態を言います。
- 書類の不備修正が完了するまで申請は受付されません。不備の解消に時間がかかる場合、交付決定までに時間を要することとなりますのでご注意ください。
- またセンターが指定した期限内に不備が解消されない場合は、申請を受付不可とする場合があります。
- 申請をする際は、応募要領やセンターホームページの記入例、およびオンライン申請画面の操作ガイド等をよくご確認ください、不備のない申請を心がけてください。

よくある不備事例

申請情報の不一致



添付資料と入力データの情報が合わない

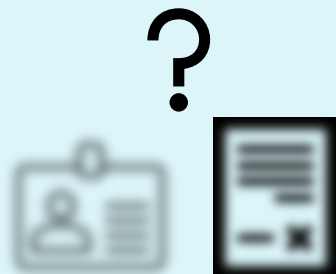
センターが求める情報の確認ができない書類の提出

必要事項（宛名、設置場所、機種名など）の記載がない見積書 等



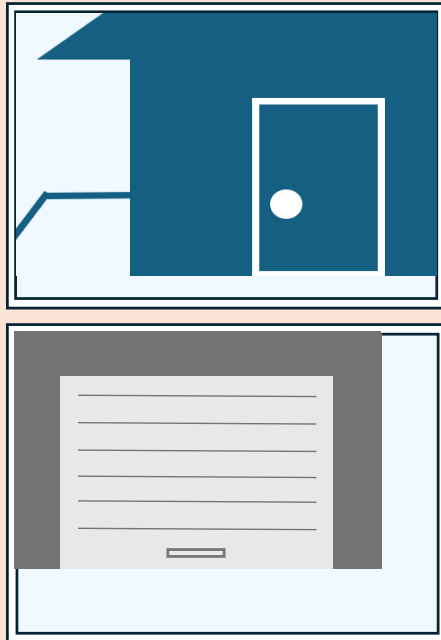
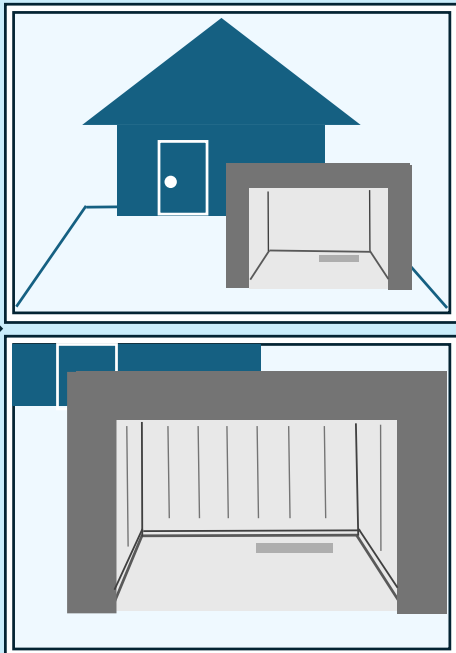
不鮮明な画像データ

ぼやけて内容が読み取れない書類、不鮮明な写真 等



分かりづらい要部写真

設置場所が分かりにくい、
給電対象建屋と設置場所の位置関係がつかめない 等

【NG例】	【OK例】
建屋全景+駐車スペース 	
建屋と駐車スペースの位置関係が不明 駐車スペースの全景が確認できない	建屋と駐車スペースの位置関係、駐車スペース全景が確認できる (建屋と駐車スペースが離れている場合は、 位置関係が確認できる写真を別途「その他写真」に提出)

よくある不備事例（個人宅）

電気自動車等の保有を証する書類として、

「自動車検査証」（車検証）または
「自動車検査証記録事項」の一方しか提出されていない。

→車検証のみでは、記載の必須項目の
確認ができない
(例：使用の本拠の位置住所、有効期限 等)

※「自動車検査証」と
「自動車検査証記録事項」の両方が
1つの画像ファイルに収まるよう撮影

自動車検査証 令和4年12月1日 東京運輸支局長 411230000001
品川 399 さ 1234 令和4年12月 普通 乗用 白家用 98765 0001
コクドコウツツ 鉛型 軽乗用車 1.59
SHADA1-001 ガソリン
XXX-ABC99 ABD-3E 750 600
国土交通省 1234

自動車検査証記録事項 111210000001
1. 基本情報
自動車登録番号又は車両番号 札幌 300 お 9999
車台番号 R35-DSG-00001
登録年月日/交付年月日 令和 3年 5月 10日 制度登録年月 令和 3年 5月 有効期限の満了日 令和 6年 5月 9日
2. 所有者・使用者情報
所有者の氏名又は名称 運輸 太郎
所有者の住所 北海道札幌市東区北36条東〇丁目△△△ [50007 0331]
使用者の氏名又は名称 ***
使用者の住所 ***
使用の本拠の位置 ***
3. 車両詳細情報
車名 ニッサン [213]
型式 CBA-R35 原動機の型式 VR38
自動車の種類 普通 用途 乗用 日乗用・事業用の別 白家用
車体の形状 箱型 [11] 重量 4t 最大積載量 1t
車両重量 1350kg 車間重量 137kg
前軸重 940kg 前後軸重 790kg 総排気量又は定格出力 3.79L
燃料の種類 ガソリン 型式指定番号 15965 類別区分番号 0001
4. 備考
[凡例] 新規登録
自動車重量税額 ¥49,200
[31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録
令和2年度燃費基準40%向上達成車
平成27年度燃費基準20%向上達成車
平成22年度燃費基準25%向上達成車
車検受検時燃費改善率
[走行距離計表示値] 19,000km (令和3年5月1日)
[計測距離計表示値] 9,000km (令和3年5月1日)
ハイブリッド車
平成10年騒音規制車、近接騒音規制値 96db
マフラー加速騒音規制値
[整備記録コード] 41-0001
番号標再交付
以下空白
【注意事項】
記録事項はシステム登録時点の情報となります
車両ID A01234560001
12345678901234567890
画像出典：国土交通省 電子車検証特設サイト

※そのほかのよくある不備はHPに掲載していますのでご確認ください。

6.ご質問と回答

申請期間について

Q. 今回の申請期間は9月末までになっていますが、これ以降に申請の機会がありますでしょうか？

A. 本年度は今回の申請期間以降に別の申請期間を設ける予定はありません。

他の補助制度との併用について

Q. 地方公共団体にて実施しているV2Hの補助金制度と併用することは可能でしょうか？
また、国の他の補助金との併用は可能でしょうか。

A. 本補助金と地方公共団体の補助金制度との併用は可能です。
地方公共団体の補助制度については、各地方公共団体にお問合せください。

また、本補助金以外の国の補助金を併用する場合、V2Hの本体と工事の費用にかからない補助金であれば併用は可能です。ただし併用先に本補助金との併用が可能かを事前にご確認ください。

申請者住所と設置場所が異なる場合 について

Q. 建築中の戸建て住宅にV2Hを設置予定で、現住所とは異なりますが、補助金の申請は可能でしょうか？

A. V2H補助金は災害時のレジリエンス確保に貢献可能な箇所や、実際に高い頻度で充放電の活用が見込まれる箇所への設置を優先してきました。
このため申請時点で実際に住んでいる住居への設置を原則としておりますが、実績報告までに転居が完了する場合は新築物件等への設置も申請可能となります。

Q. 普段生活している自宅のほかに別荘を所有しており、そこを訪れた際に使用するためV2Hを設置したいのですが、補助の対象でしょうか？

A. V2H補助金は実際に高い頻度で充放電の活用が見込まれる箇所への設置を優先しております。
このため生活の本拠ではない別荘等への設置は補助の対象外となります。

電気自動車等の保有について

Q. 個人宅以外の設置場所区分に申請予定ですが、車検証の提出は必要でしょうか？

A. 車検証の提出は、「個人宅」に設置する場合のみ必要となります。「マンション等」「公共施設・災害拠点」「その他施設」への設置予定の申請においては、車検証の提出は必要ありません。

Q. 自宅にV2Hの設置を考えていますが、保有している電気自動車の名義が同居している父になります。補助金申請は可能でしょうか？

A. 電気自動車等の名義は問いません。
但し車検証の使用の本拠の位置と設置場所住所が一致していることが必要です。

電気自動車等の保有について

Q. 電気自動車を購入予定ですが、生産が当初より遅れ車両の登録が実績報告間際か多少遅れる可能性があります。このような状況ですが、申請可能でしょうか？

A. 申請時点で電気自動車等の購入のための発注が完了していることが分かる発注書等の提出にて申請は可能です。その場合、原則、実績報告期限までに車検証の提出が必要となります。

申請に当たっては実績報告期限までに車両の登録が間に合うよう自動車販売業者と調整を図るとともに、確実に納車可能な車両の購入をご検討ください。

災害協定について

Q. 災害拠点で申請する場合、災害協定は締結されているが申請者が法人化されていない場合でも申請は可能でしょうか？

A. 災害・防災協定を締結している、もしくはそれに準ずる災害時支援を目的として公的な枠組みに属していることを証する書類が提出可能であれば、申請は可能です。

7.最後に

経済産業省は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要であると考えています。

さらに電動車は災害時の停電等において非常電源として活用できる点にも着目し、電動車からの給電機能を有するV2H充放電設備の導入を促進するため、補助事業で支援を行っています。

この目的をご理解のうえ、災害時のレジリエンス確保に貢献可能な箇所や、実際に高い頻度で充放電の活用が見込まれる箇所への設置など、適正な補助制度の活用をお願いいたします。

当センターも、円滑な事業運営のため、適切な審査を徹底し、公平性の確保に努めます。

申請者の皆様には、事業の趣旨をご理解いただき、要件に則った適正な申請を行っていただくよう、ご協力をお願いいたします。



ご清聴ありがとうございました